

# 串間市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

別冊

令和8年5月28日

串間市

## はじめに

串間市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）別冊は、令和5年3月に策定された串間市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の「第6章脱炭素ビジョンに向けた取組 4. 地球温暖化対策実行計画に関する内容について」に関して、促進区域に関する事項を補足・補完するとともに検討することとされていた具体的な設定等を定めるものであります。

また、促進区域を設定することで地域との合意形成の円滑化が図れたり、環境アセスメント等の行政手続きがワンストップで進められるなど再生可能エネルギー導入の促進に寄与し、そのことにより、エネルギー自給率の向上や経済波及効果、環境保全と社会的発展にも資する地域共生型の脱炭素化（持続可能な発展）等も図られるものであります。

## 1. 地域脱炭素化促進事業制度について

令和4年（2022年）4月に施行された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業制度を導入しました。

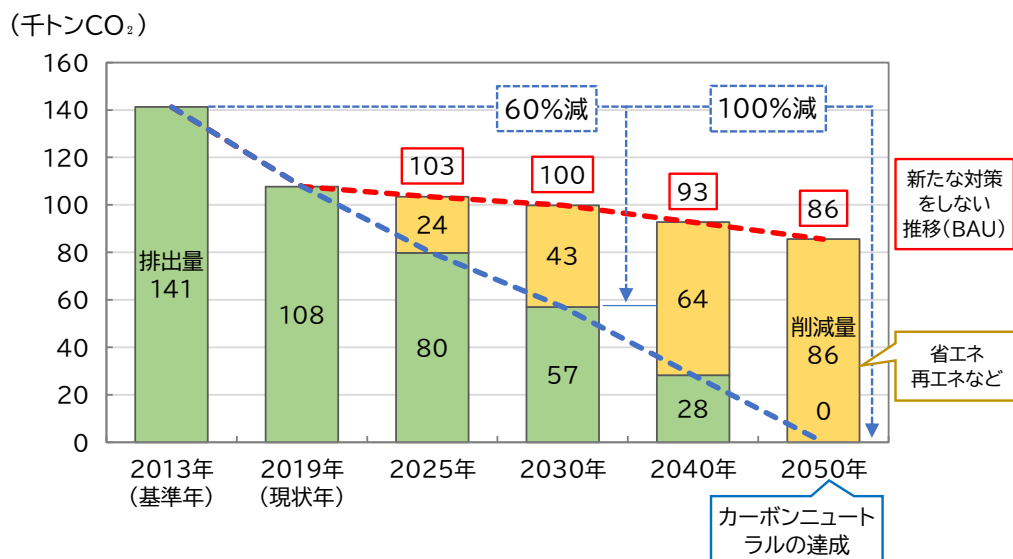
国や都道府県が定める環境配慮の基準に基づき、市町村が、再エネ促進区域（以下、「促進区域」という。）や「地域の脱炭素化促進施設の整備」、「地域の脱炭素化のための取り組み」に加えて、「地域の環境の保全のための取り組み」、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取り組み」を自らの地方公共団体実行計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みとなっています。

## 2. 地域脱炭素化促進事業の目標

### ■CO<sub>2</sub>削減目標

- ①2030年度のCO<sub>2</sub>排出量を2013年度比で60%削減し57千トンとする
- ②2050年度のCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロ（86千トン削減）とし、カーボンニュートラルを達成する

### ■CO<sub>2</sub>排出量の削減目標



### 3. 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

市内の太陽光発電設備が設置可能な建築物の屋根及び屋上並びに公共施設及び市有地とします。

この他、事業者、市民等から提案を受け、適切な計画と判断される場合は個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能とします。なお、促進区域の候補地となり得るエリアをさらに検討し、市内各地域や事業者等と連携・協力しながら、適宜、促進区域の見直し又は拡大を図るものとします。

促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（太陽光発電）

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠	関係部署等
重要な地形及び地質への影響、土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法	串間市都市建設課
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	串間市都市建設課
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	串間市都市建設課
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	串間市都市建設課 危機管理課
	保安林・保安林予定森林等	森林法	串間市農地水産林政課
	河川区域	河川法	串間市都市建設課
	海岸保全区域	海岸法	串間市都市建設課
	一般公共海岸区域	海岸法	串間市都市建設課
動物、植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	県指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	串間市農地水産林政課
	重要生息地	県野生動植物種の保護に関する条例	
地域を特徴づける生態系への影響	県自然環境保全地域内	県自然環境保全条例	串間市市民協働課
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園区域（普通地域を除く）	自然公園法	串間市商工観光スポーツランド推進課
	国定公園区域（普通地域を除く）	自然公園法	串間市商工観光スポーツランド推進課
	県立自然公園区域（普通地域を除く）	県立自然公園条例	串間市商工観光スポーツランド推進課
	風致地区	都市計画法	串間市都市建設課
	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	串間市教育課

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠	関係課部署
その他、県が必要と判断するもの	沿道自然景観地区	宮崎県沿道修景美化条例	串間市都市建設課
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律	串間市農業振興課
	甲種農地、第1種農地	農地法	串間市農業委員会

促進区域を定めるにあたって考慮を要する環境配慮事項（太陽光発電）

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による影響	・環境保全の配慮が特に必要な施設（学校、保育所、図書館、病院、診療所及び福祉施設等。以下、「保全対象施設」という。）の分布状況	・環境アセスメントデータベース（EADAS） ・「国土数値情報（学校）」（国土交通省） ・「国土数値情報（医療機関）」（国土交通省） ・「国土数値情報（福祉施設）」（国土交通省） ・地形図、国土基本図、土地条件図（国土地理院）	・保全対象施設や住宅と太陽光発電施設までの距離については、施設の規模・性能、設置数等の事業特性や、地形、気象条件等の地域特性に応じて、騒音の距離減衰等により騒音レベルを予測し、騒音の影響を極力低減できるように十分な離隔距離を設けること。 ・騒音（低周波音を含む。）による影響が懸念される場合には、パワーコンディショナへの囲いや、環境配慮が特に必要な施設との境界に壁等を設置するなど十分な対策を講じること。 ・特に都市計画区域における住居系の用途地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、騒音（低周波音を含む。）による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること
	・住居がまとまって存在する地域の分布状況	・串間市都市建設課に確認 ・環境アセスメントデータベース（EADAS）	
	・騒音に係る環境基準の類型指定地域 ・環境基準の達成状況	・宮崎県環境部局に確認 ・串間市市民協働課に確認 ・宮崎県ホームページ「みやざきの環境（環境白書）」	・環境基準の未達成地域、規制基準等を超過している地域等、環境が悪化し又はそのおそれがある地域の有無について確認すること。
水の濁りによる影響	・取水施設の状況（上水道、工業用水、農業用水等）	・環境アセスメントデータベース（EADAS）	・降雨時に事業区域外へ濁水が流出することのないよう、適切な排水計画を採用すること。 ・洗掘や雨裂による土砂流出・濁水の発生を防止するため、法面保護工を行うなど、土砂流出や濁水発生防止策を講じること。
	・漁業権及び漁業許可の設定状況	・宮崎県漁業管理課に確認 ・串間市農地水産林政課に確認	・特に排水先下流で漁業が行われている場合や飲用水等としての利水がある場合は対策を徹底すること。
	・湖沼・ため池等の位置と規模、貯水量	・ため池データベース ・環境アセスメントデータベース（EADAS）	・水のかん養機能等に留意した造成計画を検討すること。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報 及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定</li> <li>・環境基準の達成状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎県ホームページ「みやぎきの環境（大気及び水質の測定結果）」「みやぎきの環境（環境白書）」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基準の未達成地域等、環境が悪化し又はそのおそれがある地域の有無について確認すること。（対象：浮遊物質量（SS））</li> </ul>
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域</li> <li>・土石流危険渓流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> <li>・宮崎県ホームページ「宮崎県土砂災害警戒区域等マップ」</li> <li>・各土木事務所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流（※）において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発</li> <li>・助長するおそれがないようにすること。※土石流危険渓流とは、土砂災害警戒区域（土石流）の基準地点より上流の渓流。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域森林計画対象森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎県森林経営課に確認</li> <li>・宮崎県ホームページ「地域森林計画」</li> <li>・串間市農地水産林政課に確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人家など集落の上流・周辺域の森林では、森林法の開発基準や配慮事項に基づき、森林の保全に支障を及ぼすおそれがないようにすること。</li> <li>・山地災害危険地区内及び上流・周辺域において事業を予定する場合には、山地災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。</li> <li>・事業区域が宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域・造成宅地防災区域である場合には、法の技術的基準に基づき、土地の安定性に支障を及ぼすおそれがないようにすること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山地災害危険地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎県自然環境課に確認</li> <li>・宮崎県ホームページ「ひなた GIS」</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成等工事規制区域</li> <li>・特定盛土等規制区域</li> <li>・造成宅地防災区域（宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域指定後（R7年度指定予定））</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎県盛土対策課、建築住宅課、砂防課、自然環境課、担い手農地対策課に確認</li> <li>・串間市都市建設課に確認</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川保全区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理者へ確認</li> <li>・串間市都市建設課に確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について、調査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じる恐れがないようにすること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の災害履歴</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省土地保全図（災害履歴図）</li> <li>・串間市都市建設課に確認</li> <li>・宮崎県河川課、砂防課に確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域内及びその周辺において、降雨などによる地すべり、崩壊、土石流等の災害が過去にあった場合には、その土地の特性を十分に認識するとともに、土地の安定性について適切に必要な調査を行い、事業実施に伴い再度災害を誘発させないように、適切な整備を行うこと。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用ため池の影響する区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎県ホームページ「みやぎきの農業用ため池」</li> <li>・串間市公式サイト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用ため池及びその決壊の影響する範囲を避けた事業計画とし、農業用ため池の管理及び保全に関する法律、に基づき手続きを行うこと。</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
反射光による影響	・保全対象施設の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> <li>・関係機関、部局が示す情報</li> <li>・「国土数値情報（学校）」（国土交通省）</li> <li>・「国土数値情報（医療機関）」（国土交通省）</li> <li>・「国土数値情報（福祉施設）」（国土交通省）</li> <li>・地形図、国土基本図、土地条件図（国土地理院）</li> <li>・串間市都市建設課に確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置若しくは向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。</li> <li>・特に都市計画区域における住居系の用途地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、反射光による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること</li> </ul>
	・住居がまとまって存在する地域の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形図、国土基本図、土地条件図（国土地理院）</li> <li>・串間市都市建設課に確認</li> <li>・環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> </ul>	
	・交通網・交通機関の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> <li>・環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> <li>・大阪航空局宮崎空港事務所</li> </ul>	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定鳥獣保護区（特別保護地区を除く。）</li> <li>・県指定鳥獣保護区（特別保護地区を除く。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> <li>・宮崎県ホームページ「鳥獣保護区等位置図について」</li> <li>・九州地方環境事務所に確認</li> <li>・宮崎県自然環境課に確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定鳥獣保護区、県指定鳥獣保護区のそれぞれ周囲1kmの範囲内（特別保護地区を除く。）については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周囲においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。</li> </ul>
	・環境省レッドリスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省レッドリスト</li> <li>・環境省レッドデータブック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注目すべき種及び個体群のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその生息場所、生息環境を事業区域に含めないようにすること。</li> <li>・動物の繁殖や生息条件として地下水が重要な意味を持つ場合、地下水位に著しい影響を与えるような地下構造物の設置や、地下工事等を避けること。</li> </ul>
	・宮崎県レッドリスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎県レッドリスト</li> <li>・宮崎県レッドデータブック</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動植物種の生息・生育状況</li> <li>・指定希少野生動植物種の生息・生育状況</li> <li>・国・県・市が指定する動物に関する天然記念物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省ホームページ「国内希少野生動植物種一覧」</li> <li>・宮崎県自然環境課に確認</li> <li>・「みやざきデジタルミュージアム」「みやざき文化財情報」</li> <li>・市指定文化財は串間市生涯学習課に確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少動物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないようにすること。</li> </ul>
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動植物種の生息・生育状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省ホームページ「国内希少野生動植物種一覧」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少植物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないようにすること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定希少野生動植物種の生息・生育状況</li> <li>・国・県・市が指定する植物に関する天然記念物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎県自然環境課に確認</li> <li>・「みやざきデジタルミュージアム」「みやざき文化財情報」</li> <li>・市指定文化財は串間市生涯学習課に確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注目すべき個体、集団、種及び群落のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその成育場所の土地の改変を行わず、その生育環境の保全に必要な条件（水象、日照等）を確保するなどにより、将来にわたって存続させること。また、万が一生態系に影響が生じた場合には、原状回復及び回復措置を行うこと。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省レッドリスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省レッドリスト</li> <li>・環境省レッドデータブック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注目すべき植物の生育立地の条件として地下水が重要な意味を持つ場合、地下水位に著しい影響を与えるような地下構造物の設置や、工事を避けること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎県レッドリスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県レッドリスト</li> <li>・県レッドデータマップ</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生自然度の高い区域</li> <li>・特定植物群落</li> <li>・巨樹、巨木林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> <li>・国土交通省「河川水辺の国勢調査の生物調査結果」</li> <li>・環境省「自然環境保全基礎調査結果」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること</li> </ul>
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要里地里山</li> <li>・重要湿地</li> <li>・重要海域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> <li>・九州地方環境事務所に確認</li> <li>・宮崎県自然環境課に確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・促進区域を設定しようとする地域やその周辺に重要地域が含まれている場合は、特に配慮を必要とする種の生息、生育状況とその保全に必要な措置について調査し、当該動植物種への影響を極力回避した事業計画とすること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護林</li> <li>・緑の回廊</li> <li>・ユネスコエコパーク（核心地域、緩衝地域）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> <li>・九州森林管理局に確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
地域を特徴づける生態系への影響	・保護水面	・宮崎県漁業管理課に確認	・促進区域を設定しようとする地域や下流に保護水面が設定されている場合は、対象種の産卵や成長等への影響、対象種の生態に関する動植物や生息環境への影響を回避すること。特に、濁水による影響について留意すること。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・景観計画の対象区域	・串間市都市建設課に確認	・事業予定地に景観計画の対象区域を含む場合には、景観計画所定の手続きに留意し、かつ、景観形成基準への適合等、景観に配慮した事業計画とすること。 ・景観計画区域内の重点区域については、景観への影響を鑑み事業の計画段階において、関係自治体と協議を行うこと。
	・国立公園区域の普通地域 ・国定公園区域の普通 ・県立自然公園区域の普通地域	・環境アセスメントデータベース（EADAS） ・九州森林管理局に確認 ・宮崎県自然環境課に確認	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること。 ・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること。
	・伝統的建造物群保存地区 ・重要文化的景観 ・史跡・名勝・天然記念物指定地	・市町村の文化財行政担当部署へ確認	・文化財保護法、文化財保護条例等で指定又は選定されている各市町村の文化財については、文化財の現状変更の他、指定範囲内外における保存に影響を及ぼす行為についても許可が必要となっている場合があり左記の地区等（景観に関連する文化財で面的な広がりを持つ文化的景観等）が存在する場合には、眺望点や主要な眺望方向の設定において留意すること。
	・世界農業遺産	・宮崎県中山間農業振興室に確認	・世界農業遺産地域のみならず、その資産範囲周辺に設定される緩衝地帯、その近傍（海域含む。）であっても、事業によって世界遺産に何らかの影響を及ぼすことがないように、事業の計画段階において関係自治体と協議を行うこと。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・九州自然歩道	・宮崎県ホームページ「みやぎきの自然公園 九州自然歩道」	・事業区域内に自然とのふれあいの活動の場がある場合は、当該地の改変を避け、又はその改変面積を最小限に抑えること。
	・キャンプ場、海水浴場、釣り場、潮干狩り場、散策路・登山道等の自然との触れ合いの活動の場の状況	・環境アセスメントデータベース（EADAS） ・観光便覧、観光パンフレット	
その他宮崎県が必要と判断するもの	・都市計画法に基づく地区計画の区域	・串間市都市建設課に確認 ・環境アセスメントデータベース（EADAS）	・事業区域が地区計画の区域内である場合には、地区計画で定められた目標・方針及び地区整備計画に従い、事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
その他宮崎県が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎県循環社会推進課に確認（宮崎市を除く）</li> <li>・宮崎市環境指導課に確認（宮崎市）</li> <li>・串間市市民協働課に確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物最終処分場跡地において、掘削等土地の形質の変更に伴う生活環境保全上の支障（廃棄物の飛散・流出、ガスの発生公共の水域又は地下水への汚染等）が生ずることがないように事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。</li> <li>・掘削等土地の形質の変更により生じた廃棄物は適正に処理すること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水浸水想定区域</li> <li>・雨水出水浸水想定区域</li> <li>・高潮浸水想定区域</li> <li>・津波災害警戒区域</li> <li>・津波浸水想定区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アセスメントデータベース（EADAS）</li> <li>・国土交通省洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ</li> <li>・各市町村の作成するハザードマップ</li> <li>・宮崎県ホームページ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の設置場所に浸水が想定される区域が含まれる場合には、感電事故防止のため、パワーコンディショナや集電箱などの機器を、敷地内で想定される浸水深より高い位置に設置するなど、浸水リスクの回避を検討すること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎県漁業管理課に確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域が漁港区域である場合には、漁港の開発、利用又は保全に著しく支障を及ぼすおそれがないようにすること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨港地区、港湾隣接地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎県港湾課に確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域が港湾区域、臨港地区または港湾隣接地域である場合には、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を及ぼすおそれがないようにすること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知の埋蔵文化財包蔵地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の文化財行政担当部署に確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知の埋蔵文化財包蔵地における届出又は通知の対象行為への該当の有無等について、事業の計画段階において関係市町村と協議を行うこと。</li> <li>・事業予定地が埋蔵文化財包蔵地である場合には、影響を及ぼすことがないようにすることが望ましいが、やむを得ず影響が及ぶ場合には、発掘調査等の措置を行うこと。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の避難所や災害廃棄物の仮置場など、市町村の計画等で緊急時のために確保している場所等</li> <li>・設置後の維持管理計画の検討及び事業計画終了後の処分計画の有無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の関係部局に確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画等で定めた当該地の目的・用途に支障が生じないようにすること。</li> <li>・検討した環境配慮の対策について定期的に状態を確認するなど、適切な維持管理計画及び体制を検討すること。</li> <li>・事業終了後の設備の放置や不法投棄を防ぐため適切な撤去・処分について、国の方針等を踏まえて計画すること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染対策法に定める要措置区域及び形質変更時要届地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省ホームページ「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等一覧」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地に要措置区域及び形質変更時要届出区域が存在する場合には、必要な調査、検討及び措置を行い、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</li> </ul>

#### 4. 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

種類：太陽光発電

規模：促進区域の状況に応じて適切な規模

#### 5. 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項

太陽光発電で発電した電気を蓄電池やEV等に蓄え自家消費率を高めることや地域脱炭素化促進施設で得られた電気を域内の需要家へ供給（電気の地産地消）する等の取組を行います。

#### 6. 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組に関する事項

##### (1) 地域の環境の保全のための取組

次の環境要素について地域の環境の保全に配慮します。

- ・水の濁り等による影響
- ・土地の安定性への影響
- ・動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
- ・植物の重要な種及び重要な群落への影響
- ・地域を特徴づける生態系への影響
- ・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な景観への影響
- ・主要な人と自然との触れ合い活動の場への影響
- ・騒音による影響
- ・反射光による影響

##### (2) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

太陽光発電、省エネ機器、EV等を一体的に普及させることで、エネルギーに係る資本を域内で循環させ経済波及効果を高めることで、地域経済に好循環を生み出すとともに市民意識の醸成を図ることで行動変容（ナッジ）を促していきます。